三(1)　役員の氏名の変更

変更前	藤原　有二
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十三年二月二十八日

○東北地方整備局告示第百二十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	楠田　勝彦、吉﨑　義起
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十三年三月三十一日

○東北地方整備局告示第百二十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人秋田県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	加藤　修平
変更後	冨田　耕司

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

○東北地方整備局告示第百二十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　9

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人宮城県建築住宅センター

三(1)　名称の変更

変更前	財団法人宮城県建築住宅センター
変更後	一般財団法人宮城県建築住宅センター

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	菅井　裕
変更後	阿部　隆行、笠間　雅美

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	山田　義輝、菅原　久吉、三浦　隆夫、土屋　政一、櫻田　公二、金子　信也、大坪　富雄
変更後	郷右近光剛、星　伸之、栗原　憲昭、砂金　隆夫

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

六(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	星　伸之
変更後	郷右近光剛

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

○東北地方整備局告示第百二十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員等の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人岩手県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山口　裕之
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十三年三月三十一日